

第8次熊本県保健医療計画の策定に係る基本方針（案）

1. 計画策定の趣旨等

- 医療法第30条の4の規定に基づく「医療計画」として、本県における医療提供体制の整備の方向性等を示すものであり、平成29年3月に策定した「熊本県地域医療構想」を推進するもの。
- 県政の基本方針である「第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略」と一体的に推進する、本県の保健医療分野の基本的な計画とする。なお、計画の推進に当たっては、行政機関、県民、保健医療関係者、関係団体等が一体となって取り組む。

2. 計画期間

- 令和6年度(2024年度)から令和11年度(2029年度)まで(6年間)

3. 基本的な考え方

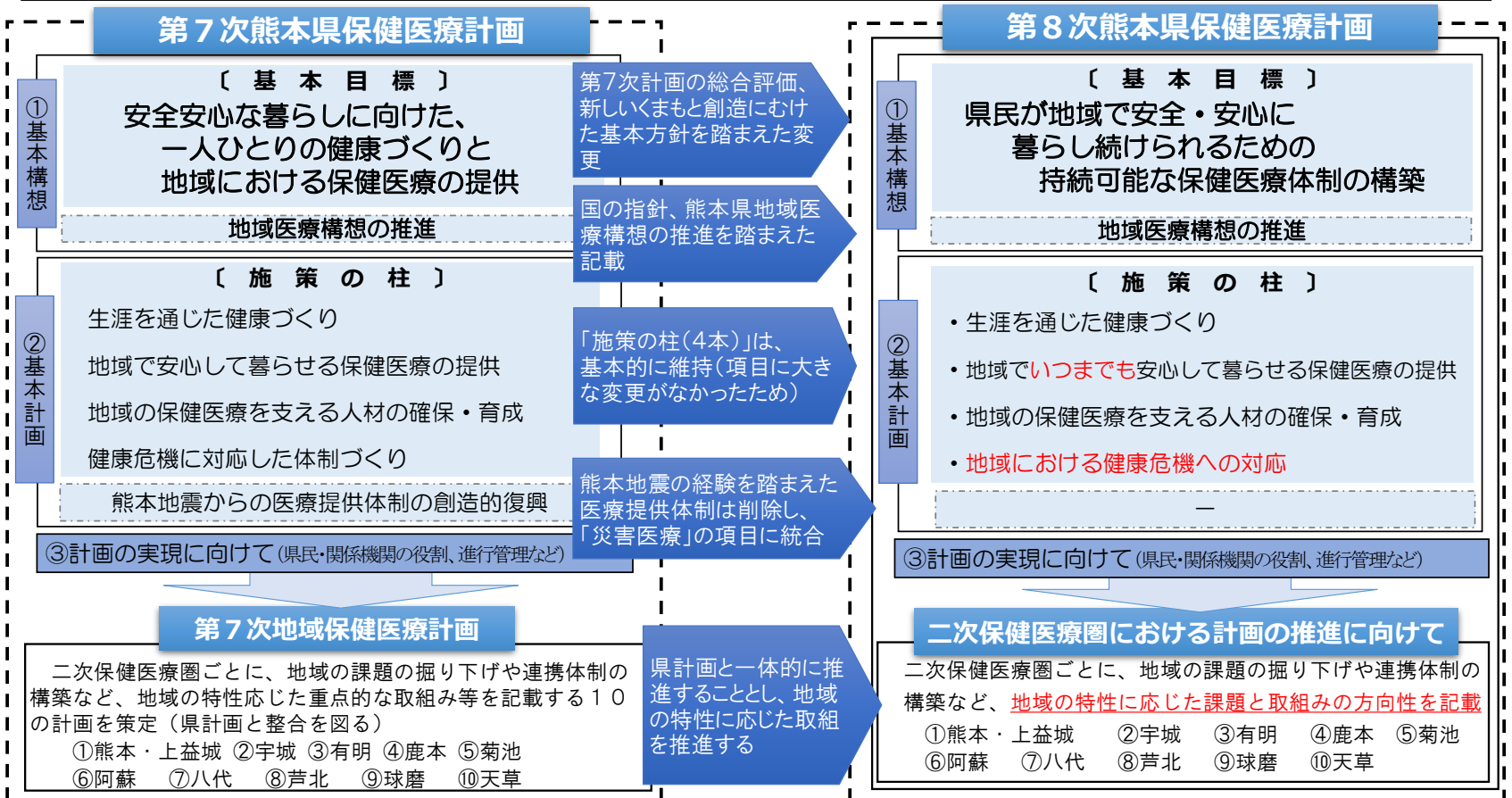
- 計画の構成・体系について
- 基本目標の設定について
- 施策の柱の設定について
- 計画に定める項目について
- 「基本目標」「施策の柱」「項目」の関係

4. 二次保健医療圏

- 二次保健医療圏とは、特殊な医療を除く入院医療の需要に対応し、一般的な保健医療が概ね完結できる体制整備を目指す圏域。
- 現行の第7次熊本県保健医療計画では10圏域を設定。 ※「熊本県地域医療構想」の構想区域と一致
熊本・上益城、宇城、有明、鹿本、菊池、阿蘇、八代、芦北、球磨、天草
- ※5疾病・6事業及び在宅医療に係る医療連携体制を構築する際の医療圏については、地域の医療資源等の実情に応じて弾力的に設定する。

構成・体系 (案)

- (1) 第7次計画の総合評価において、全体として概ね予定どおりに取組みを推進できたことから、計画の基本的な構成（「①基本構想」「②基本計画」「③計画の実現に向けて」）を維持
- (2) 「①基本構想」では、第8次計画の「基本目標」を設定し、「②基本計画」の中にその目標を実現するための「施策の柱」を設定
- (3) 「地域医療構想」については、引き続き推進するため、「①基本構想」にその方向性等を記載
- (4) 二次保健医療圏ごとの地域計画については、県計画と一体的に推進するため、「二次保健医療圏における計画の推進に向けて」として県計画に統合し、課題と取組みの方向性を記載



「基本目標」「施策の柱」「項目」の関係

基本目標	県民が地域で安全・安心に暮らし続けられるための 持続可能な保健医療体制の構築			
施策の柱	生涯を通じた健康づくり	地域でいつまでも安心して暮らせる保健医療の提供	地域の保健医療を支える人材の確保・育成	地域における健康危機への対応
項目	<p>①生活習慣病の発症予防と重症予防</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より良い生活習慣の形成、生活習慣の改善 ・生活習慣病の早期発見・対策 <p>②生活機能の維持・向上</p> <p>③社会環境の質の向上</p> <p>※第5次くまもと21ヘルスプランの項目(案)と整合をとるため体系及び項目を修正</p>	<p>①住民・患者の立場に立った保健医療施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機能の適切な分化と連携 ・外来医療に係る医療提供体制の確保(外来医療計画を統合) ・医療情報の提供・ネットワーク化 ・医療安全対策 ・人権に配慮した保健医療 ・移植医療 ・血液の確保 <p>②疾病に応じた保健医療施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5疾病(がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患) ・認知症 ・難病 ・アレルギー疾患 <p>③特定の課題に応じた保健医療施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療 ・6事業(救急医療、災害医療、新興感染症発生・まん延時における医療、へき地医療、周産期医療、小児医療) ・歯科保健医療 ・母子保健 ・高齢者保健医療福祉 ・障がい保健医療福祉 	<p>①医師(医師確保計画を統合)</p> <p>②歯科医師</p> <p>③薬剤師</p> <p>④保健師・助産師・看護師・准看護師</p> <p>⑤管理栄養士・栄養士</p> <p>⑥歯科衛生士・歯科技工士</p> <p>⑦その他の保健医療従事者</p> <p>⑧介護・福祉従事者</p>	<p>①健康危機管理に関する体制</p> <p>②感染症への対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策の推進 ・結核 ・エイズ・性感染症・肝炎 <p>③食品・医薬品等の安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食中毒、食品安全 ・医薬品等の安全対策

第7次熊本県保健医療計画の項目			
第1編 基本構想	第1章 計画策定の考え方		
	第2章 計画改訂の背景		
	第3章 計画の目標と施策の柱		
	第4章 地域医療構想の推進		
第2編 基本計画	第1章 保健医療圏の設定と基準病床数		
	施策の柱	第1節 より良い生活習慣の形成と健康づくりの推進	
		第2節 生活習慣病の発症予防と重症化予防	
		第3節 健康を支え、守るための社会環境の整備	
	第3章 地域で安心して暮らせる保健医療の提供	第1節 住民・患者の立場に立った保健医療施策の推進	第1項 医療機能の適切な分化と連携
			第2項 医療情報の提供・ネットワーク化
			第3項 医療安全対策
			第4項 人権に配慮した保健医療
			第5項 臓器移植
			第6項 血液の確保
		第2節 疾病に応じた保健医療施策の推進	第1項 がん
			第2項 脳卒中
			第3項 心筋梗塞等の心血管疾患
			第4項 糖尿病
			第5項 精神疾患
第6項 認知症			
第3節 特定の課題に応じた保健医療施策の推進	第7項 難病		
	第8項 アレルギー疾患		
	第1項 在宅医療		
	第2項 救急医療		
	第3項 災害医療		
	第4項 へき地の医療		
第4章 地域の保健医療を支える人材の確保・育成	第1節 医師		
	第2節 歯科医師		
	第3節 薬剤師		
	第4節 保健師・助産師・看護師・准看護師		
	第5節 管理栄養士・栄養士		
	第6節 歯科衛生士・歯科技工士		
	第7節 その他の保健医療従事者		
	第8節 介護・福祉従事者		
	施策の柱	第1節 健康危機管理に関する体制	
		第2節 感染症への対策	第1項 感染症対策の推進
第2項 輸入感染症			
第3項 新型コロナウイルス等			
第4項 結核			
第5項 エイズ・性感染症・HTLV-1(ヒトT細胞白血病ウイルス)			
第6項 肝炎			
第3節 食品、医薬品等の安全対策	第1項 食中毒・食品安全		
第2項 医薬品等の安全対策			
第6章 熊本地震からの医療提供体制等の創作的復興			
第3編 計画の実現に向けて			
別冊	医師確保計画 (R2.3策定)		
	外来医療計画 (R2.3策定)		

基本構想では、社会情勢の変化を踏まえ、ICTの活用や医療分野のデジタル化の推進、新型コロナウイルス感染症やワンヘルスの理念等について記載するとともに、地域医療構想の推進についても概要を記載する。

健康づくりに関する国の計画「健康日本21(第3次)」及び「第5次くまもと21ヘルスプラン」の項目(案)と整合をとるため体系、項目名を修正する。

第5項「臓器移植」については、「医療計画作成指針」において、造血幹細胞移植も含めた「移植医療対策」という表記になったことを踏まえ、「移植医療」に変更する。

「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」において、各疾病・事業ごとの指針に、『新興感染症の発生・まん延時における医療体制』が追加されているため、5疾病5事業及び在宅医療の各項目の「施策の方向性」に『新興感染症の発生・まん延時における医療体制』について追記する。

※「災害医療」「へき地の医療」「在宅医療」においては、当該指針の中で「新興感染症」に関する記載はなかったが、新興感染症まん延時でも継続した医療提供体制が必要であるため、追記する。

6事業目 新興感染症発生・まん延時における医療 新

「新興感染症」とは、「新型コロナウイルス等感染症」「指定感染症」「新感染症」を基本とする。

第4章第3節「薬剤師」については、長期的な視点で偏在解消に取り組んでいく必要があり、実態把握を踏まえて「薬剤師確保計画」を策定することとされた。

第2項「輸入感染症」については、第1項「感染症対策の推進」に含めて記載することとし、項目を削除。
第3項「新型コロナウイルス等」については、「新興感染症」に含まれるため項目を削除する。

第5項「HTLV-1」については、主な感染経路が母子感染・性行為感染であるため、「性感染症」に含めて記載することとし第3項に統合する。
第6項「肝炎」については、H23に「基本的な指針」が示され、対策は軌道に乗ってきているため、第3項に含めて記載する。

第6章 熊本地震からの医療提供体制の創作的復興については、「災害医療」等の項目に統合し、引き続き取り組みを進める。

「医師確保計画」については、第4章第1節「医師」へ記載する。「外来医療計画」については、第3章第1節第2項に新たに項目を設け記載する。

第8次熊本県保健医療計画の項目(案)			
第1編 基本構想	第1章 計画策定の考え方		
	第2章 計画改訂の背景		
	第3章 計画の目標と施策の柱		
	第4章 地域医療構想の推進		
第2編 基本計画	第1章 保健医療圏の設定と基準病床数		
	施策の柱	第1節 生活習慣病の発症予防と重症予防	
		第2節 生活機能の維持・向上	
		第3節 社会環境の質の向上	
	第3章 地域で安心して暮らせる保健医療の提供	第1節 住民・患者の立場に立った保健医療施策の推進	第1項 医療機能の適切な分化と連携
			第2項 外来医療に係る医療提供体制の確保※
			第3項 医療情報の提供・ネットワーク化
			第4項 医療安全対策
			第5項 人権に配慮した保健医療
			第6項 移植医療
		第2節 疾病に応じた保健医療施策の推進	第7項 血液の確保
			第1項 がん
			第2項 脳卒中
			第3項 心筋梗塞等の心血管疾患
			第4項 糖尿病
第5項 精神疾患			
第3節 特定の課題に応じた保健医療施策の推進	第6項 認知症		
	第7項 難病		
	第8項 アレルギー疾患		
	第1項 在宅医療		
	第2項 救急医療		
	第3項 災害医療		
第4章 地域の保健医療を支える人材の確保・育成	第4項 新興感染症発生・まん延時における医療		
	第5項 へき地の医療		
	第6項 周産期医療		
	第7項 小児医療(小児救急医療を含む)		
	第8項 歯科保健医療		
	第9項 母子保健		
	第10項 高齢者保健医療福祉(介護保険含む)		
	第11項 障がい保健医療福祉		
	第1節 医師 ※		
	第2節 歯科医師		
第3節 薬剤師 ※			
施策の柱	第4節 保健師・助産師・看護師・准看護師		
	第5節 管理栄養士・栄養士		
	第6節 歯科衛生士・歯科技工士		
	第7節 その他の保健医療従事者		
	第8節 介護・福祉従事者		
	第1節 健康危機管理に関する体制		
第2節 感染症への対策	第1項 感染症対策の推進 ※輸入感染症も含めて記載		
	(削除)		
	(削除)		
	第2項 結核		
第3節 食品、医薬品等の安全対策	第3項 エイズ・性感染症・肝炎		
	(削除) ※第3項に統合		
第5章 地域における健康危機への対応	第1項 食中毒・食品安全		
	第2項 医薬品等の安全対策		
(削除)			
第3編 計画の実現に向けて			

※医療計画策定指針等で策定することが示されている計画(外来医療計画、医師確保計画、薬剤師確保計画)の内容を含む

第8次医療計画の概要について

※「第98回社会保障審議会医療部会」資料2及び
「第99回社会保障審議会医療部会」資料3から関係部分を抜粋。

令和5年(2023年)7月7日
熊本県健康福祉部

第8次医療計画のポイント①

全体について

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により浮き彫りとなった地域医療の様々な課題に対応するとともに、人口構造の変化への対応を図る。
- 令和3年の医療法改正により新たな事業として新興感染症への対応に関する事項を追加する。
- 第7次計画期間中に追加した「医師確保計画」「外来医療計画」（計画期間はいずれも3年間）についてもそれぞれのガイドラインに基づき第8次医療計画の策定と併せて見直しを行う。その際、二次医療圏の設定について先行して議論を行う。

5 疾病・6 事業及び在宅医療について

- 地域の現状や課題に即した施策の検討においてロジックモデル等のツールを活用する。
- 新興感染症の発生・まん延時や災害時等においても必要な医療が提供できる体制の整備を進める。
 - 【がん】がん医療の均てん化に加え、拠点病院等の役割分担と連携による地域の実情に応じた集約化を推進する。
 - 【脳卒中】適切な病院前救護やデジタル技術を活用した急性期診療体制の構築、回復期や維持期・生活期の医療体制の強化に取り組む。
 - 【心血管疾患】回復期及び慢性期の診療体制の強化やデジタル技術の活用等による、急性期から一貫した診療体制の整備に取り組む。
 - 【糖尿病】発症予防、糖尿病及び合併症の治療・重症化予防のそれぞれのステージに重点を置いて取り組むための体制構築を進める。
 - 【精神疾患】患者の病状に応じ、医療、障害福祉・介護その他のサービスを切れ目なく受けられる体制整備を一層推進する。
 - 【救急】増加する高齢者の救急や、特に配慮を要する救急患者を受け入れるために、地域における救急医療機関の役割を明確化する。
 - 【災害】災害拠点病院等における豪雨災害の被害を軽減するため、地域における浸水対策を進める。
 - 【へき地】医師の確保に配慮するとともに、オンライン診療を含む遠隔医療を活用。※改正離島振興法の内容にも留意。
 - 【周産期・小児】保健・福祉分野とも連携し、ハイリスク妊産婦への対応や、医療的ケア児への支援にかかる体制整備を進める。
 - 【在宅医療】「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」を位置付け、適切な在宅医療の圏域を設定するとともに、各職種の機能・役割についても明確化する。また、在宅医療に係る医療機関等に対し災害時におけるBCPの策定を支援する。

第8次地域保健医療計画 作成方針

1 計画の位置づけ等

- 各圏域における医療連携体制の現状と課題を整理し、重点的に取り組む必要がある事項について、取組みの方向性を記載する。
- また、個別「計画」ではなく、「圏域編」としてまとめ、県計画への章立て(もしくは別冊)とする。

2 計画に記載する内容

(1) 圏域の概要

地理的状況、交通機関の状況、生活圏など

(2) 圏域の現状

人口、人口動態、入院患者の受療動向、医療施設の状況、病床数、圏域内の医療機能 等

(3) 圏域の課題

第7次地域計画の評価及び県の第8次計画素案を踏まえ、医療連携及び健康づくりについて重点的に取り組むべき課題を記載(7~10項目程度)

(4) 取組みの方向性

課題に対する取組みの方向性を記載



具体的な取組内容や評価については、地域保健医療推進協議会・地域における分野別協議会等で協議しながら、関係機関と連携し取組みを進めていく。

●●保健医療圏

※地域の特徴（地理的状況、交通機関の状況、生活圏など）

1 圏域の概要

- （参考）八代地域は、熊本県の南部に位置し、一級河川球磨川・氷川河口の沖積平野と、干拓地で形成された西の平野部、九州山地の脊梁地帯を形成する東の山地に大別され、面積は約714平方キロメートルで県土の約10%を占めています。

2 圏域の現状

(1) 基本的事項

構成市町村数		
人口	総人口（対全県比）	
	0歳～14歳	
	15歳～64歳	
	65歳～	
	高齢化率	
人口動態	出生率（人口千対）	
	死亡率（人口千対）	
	周産期死亡率（出産千対）	
	乳児死亡率（出生千対）	
	主要疾患死亡率 （人口10万対）	
	悪性新生物 心疾患 肺炎 脳血管疾患	

(2) 入院患者の動向

入院先	八代保健医療圏域 （患者住所地）
熊本・上益城保健医療圏	9.4
（再掲）熊本市	8.6
（再掲）上益城	0.8
宇城保健医療圏	9.4
有明保健医療圏	0
鹿本保健医療圏	0
菊池保健医療圏	0.5
阿蘇保健医療圏	0
八代保健医療圏	77.4
芦北保健医療圏	1
球磨保健医療圏	0
天草保健医療圏	0.4

※出典：平成29年患者調査（厚生労働省）

(3) 医療施設の状況

	病院施設 （人口10万対）	一般診療所 （人口10万対）	歯科診療所 （人口10万対）	(P) 薬局 （人口10万対）
八代保健医療圏	9 (8.2)	128 (95.4)	67 (50.6)	
全県	168 (12.0)	1,476 (84.9)	835 (48.0)	

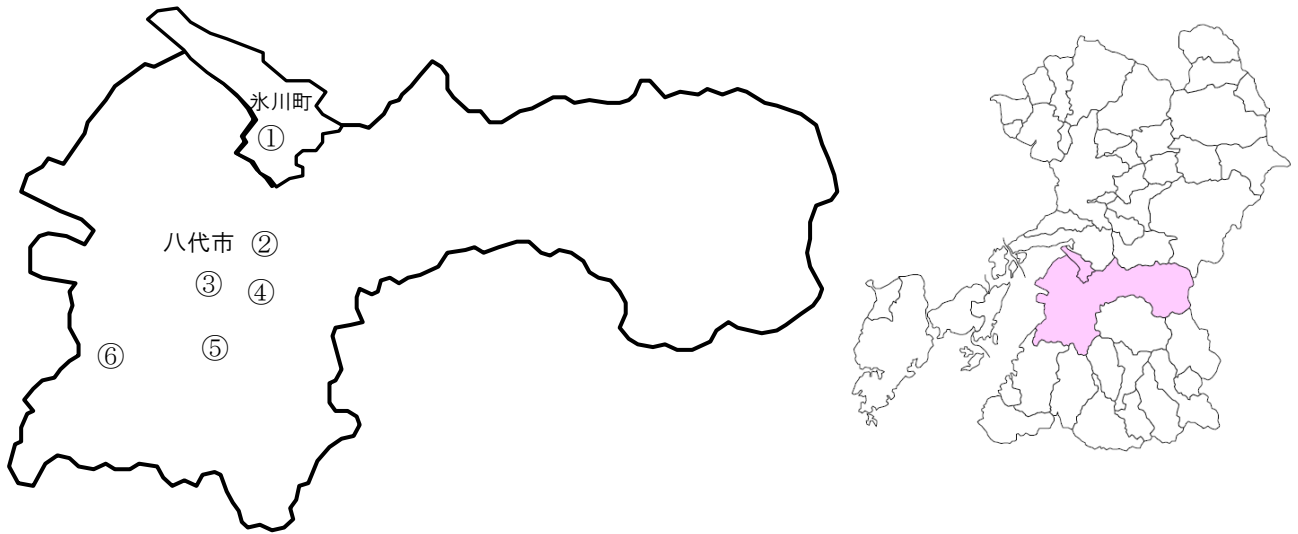
※出典：令和3年医療施設調査(厚生労働省)、令和2年国勢調査（総務省）

(4) 病床数

	一般病床 （人口10万対）	療養病床 （人口10万対）	精神病床 （人口10万対）	結核病床 （人口10万対）	感染症病床 （人口10万対）
八代保健医療圏					
全県					

※出典：令和3年医療施設調査（厚生労働省）、令和2年国勢調査（総務省）

(5) 医療機能



(5) 圏域内の医療機能 (5疾病6事業及び在宅医療)

医療機能	がん		脳卒中	心血管疾患		糖尿病	精神疾患		認知症	救急医療	災害医療	産科医療	小児医療	在宅医療		へき地医療	新興感染症									
	国指定がん診療連携拠点病院	地域がん診療連携拠点病院	県指定がん診療連携拠点病院	急性期拠点医療機関	回復期医療機関	回復期医療機関	急性期拠点病院	回復期医療機関	専門機関	災害精神医療	措置入院指定	認知症疾患医療センター	二次救急	基幹災害拠点病院	地域災害拠点病院	周産期中核病院	周産期母子医療センター又は	小児中核病院	小児地域医療センター	地域在宅医療サポートセンター	在宅療養支援病院	在宅療養後方支援病院	へき地医療拠点病院	へき地医療支援病院	感染症指定医療機関	
① ●●●病院																										
② ●●●病院																										
③ ●●●病院																										
④ ●●●病院																										
⑤ ●●●病院																										

3 圏域の課題

(1) 人口構造の変化の見通し

(2) 医療提供体制・患者の受療動向等

(3) 健康づくり対策

熊本県保険者協議会令和〇年度特定健診データ集によると、特定健診受診者のうち、40～50代の男女で肥満傾向にある者の割合が県平均よりも高い傾向にあります（県〇%、圏域〇%）。今後も引き続き、食生活、運動等の生活習慣の改善が必要です。

(4) 糖尿病対策

(5) 在宅医療

(6) 救急医療

(7) 災害医療

(8) 新興感染症の発生・まん延時における医療

※ これは例示です。
各圏域で重点的に取り組む
項目を記載します。
(7～10項目)

4 取組の方向性

(1) 健康づくり対策

(2) 糖尿病対策

(3) 在宅医療

(4) 救急医療

(5) 災害医療

(6) 新興感染症の発生・まん延時における医療

※ これは例示です。
各圏域で重点的に取組む
項目を記載します。
(7～10項目)

計画策定に向けたスケジュール

